



発行
東京都

目次

60

規則（人）

○初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則……………

通達

○「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正……………
（東京都人事委員会）……………

規則（人）

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年七月一日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第二十三号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第八イの項中

警視庁本部

参事官

理事官（主席聴聞官に限る。）

を

警視庁本部

総務部参事官

警務部参事官

理事官（主席聴聞官に限る。）

に

改め、「政策企画局政策担当部長」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

通達

28人委任第42号
平成28年7月1日

各任命権者 殿

東京都人事委員会
委員長 青山 伸

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について（昭和50年12月25日付50人委第1200号）」の下部を下記のように改正しましたので、平成28年7月1日以降これにより実施してください。

記

昇格時職務区分別号給表関係（第20条関係）第4項を次のとおり改める。

4 イの表の職務区分一の部警視庁本部の項に規定する「総務部参事官」とは調達業務等に関する事務を統括する業務に従事する者を、「警務部参事官」とは給与課長の事務を取り扱い、福利厚生部門を統括する業務に従事する者をいう。ただし、同一の職務の者が複数いる場合には、主たるものに限る。

発行所
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

